

目 次

1. 橋本市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

第1条（目的）	1
第2条（定義）	1
第3条（適用範囲）	1
第4条（事業主等の責務）	2
第5条（土地埋立て等審議会）	2
第6条（事業の許可）	2
第7条（事業の変更）	2
第8条（許可の基準）	3
第9条（許可の譲渡の禁止）	3
第10条（名義貸しの禁止）	3
第11条（許可の承継）	3
第12条（許可の取消し）	4
第13条（工事施工者の届出）	4
第14条（変更の届出）	4
第15条（標識の設置）	4
第16条（改善勧告）	4
第17条（改善命令）	4
第18条（停止命令）	4
第19条（原状回復等の命令）	5
第20条（事業の完了）	5
第21条（事業の中止及び廃止）	5
第22条（報告の徴収）	5
第23条（立入検査）	5
第24条（違反事実の公表）	6
第25条（委任）	6
第26条（罰則）	6
第27条（両罰規定）	6
附 則	7

2. 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

第1条（趣旨）	8
第2条（事前協議）	8
第3条（事業の許可申請）	8
第4条（許可又は不許可の決定）	9

第5条（事業変更許可申請書）	9
第6条（変更の許可を要しない軽微な変更）	10
第7条（施行基準）	10
第8条（許可の承継届）	10
第9条（許可の取消し）	10
第10条（工事施工者の届出）	10
第11条（氏名等の変更の届出）	11
第12条（標識の設置）	11
第13条（改善勧告）	11
第14条（改善命令）	11
第15条（停止命令）	11
第16条（原状回復等の命令）	11
第17条（事業の完了報告）	12
第18条（事業の中止又は廃止の報告）	12
第19条（身分証明書）	12
第20条（公表の方法）	12
第21条（その他の事項）	12
附 則	12
別 表	14
様 式	20

3. 橋本市土砂等による土地の埋立て等事業の事前事業に関する指導要綱

第1条（趣旨）	38
第2条（適用範囲）	38
第3条（事前公開）	38
第4条（事前協議書）	39
第5条（協議会の審査）	39
第6条（事前協議済みの通知）	40
第7条（許可の申請）	40
第8条（許可の基準）	40
第9条（補則）	40
附 則	40
様 式	42

4. 技術基準及び指導要綱

46

橋本市土砂等による土地の埋立て等の 規制に関する条例

平成 18 年 3 月 1 日

条例第 206 号

(目的)

第 1 条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積並びに切土について必要な規制を行うことにより、生活環境の保全及び災害の防止を図り、もって市民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土地の埋立て、盛土及びたい積の用に供する物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 事業 土砂等による土地の埋立て、盛土若しくはたい積又は切土を行うことをいう。
- (3) 工事 事業に係る工事をいう。
- (4) 事業区域 事業を施行する区域をいう。
- (5) 事業主 自らその工事を施工する者又は工事の請負契約の注文者をいう。
- (6) 工事施工者 工事の請負契約の請負人をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この条例は、次に掲げる事業について適用する。

- (1) 事業区域の面積が 500 平方メートル以上の事業（事業区域の面積が 500 平方メートル未満の事業で、当該事業区域に隣接する土地において、当該事業を施行する日前 1 年以内に事業が施行され、又は施行中の事業の事業区域の面積とを合算した面積が 500 平方メートル以上となるものを含む。）
- (2) 土砂等による土地の埋立て又は盛土を行うことにより、当該埋立て又は盛土を行った土地の部分の高さが 1 メートル以上となる事

業（前号に掲げる事業を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、この条例は、次に掲げる事業については適用しない。

(1) 国、地方公共団体又は公共団体が行う事業

(2) 法令等の規定による許可、認可等に基づき行う事業

(3) 市民又は市内の法人が日常の生活又は施設管理のために行う事業で、災害の防止及び環境の保全上支障がないと市長が認める事業

（事業主等の責務）

第4条 事業主及び工事施工者（以下「事業主等」という。）は、事業を施行するに当たり、市民の安全と良好な生活環境を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

2 事業主等は、当該事業の施行に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

（土地埋立て等審議会）

第5条 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する事項を審議するため、橋本市土地埋立て等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

（事業の許可）

第6条 事業主は、事業を施行しようとするときは、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において必要があるときは、審議会の意見を聴くことができる。

3 第1項の許可には、生活環境の保全及び災害の防止を図るため必要な条件を付することができる。

（事業の変更）

第7条 前条第1項の許可を受けた事業主は、当該許可に係る事項を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の基準)

第8条 市長は、第6条第1項又は前条第1項の規定による許可の申請があった場合においては、その申請に係る事業の計画及び施行方法について、次に掲げる措置が講じられていると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- (1) 事業区域及び周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障が生じないよう必要な措置がなされていること。
- (2) 事業区域及び周辺地域における生活環境の保全について必要な措置がなされていること。
- (3) 騒音、振動、粉じん、水質汚濁、土壌汚染その他公害の発生防止について必要な措置がなされていること。
- (4) いっ水防止、土砂等の流出防止その他安全確保について必要な措置がなされていること。

2 前項に規定する措置に係る施行基準（以下「施行基準」という。）は、規則で定める。

(許可の譲渡の禁止)

第9条 第6条第1項又は第7条第1項の許可は、事業主についてのみ効力を有し、事業主は、これを第三者に譲渡してはならない。

(名義貸しの禁止)

第10条 第6条第1項又は第7条第1項の許可を受けた事業主は、自己の名義をもって第三者に事業を行わせてはならない。

(許可の承継)

第11条 第6条第1項又は第7条第1項の許可を受けた事業主について相続又は合併があった場合においては、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該許可を受けた事業主の地位を承継する。

2 前項の規定により、事業主の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第 12 条 市長は、事業主が偽りその他不正な手段により第 6 条第 1 項若しくは第 7 条第 1 項の許可を受けたとき、又は第 9 条若しくは第 10 条の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(工事施工者の届出)

第 13 条 事業主は、自らその工事を施工するとき、又は工事施工者を定めたときは、規則で定めるところにより、当該工事の着手前にその旨を市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第 14 条 事業主は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から 10 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第 15 条 事業主は、規則で定めるところにより、事業区域の所在地及び面積、事業の施行期間その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(改善勧告)

第 16 条 市長は、事業主等が第 6 条第 1 項若しくは第 7 条第 1 項の許可又は第 6 条第 3 項若しくは第 7 条第 2 項において準用する第 6 条第 3 項の規定による当該許可に付された条件に違反して事業を施行しているときは、当該事業主等に対し、改善するよう勧告することができる。

(改善命令)

第 17 条 市長は、事業主等が前条の勧告に従わないときは、当該事業主等に対し、期限を定めて必要な措置を命ずることができる。

(停止命令)

第 18 条 市長は、事業主等が第 6 条第 1 項若しくは第 7 条第 1 項の許可を受けず、又は事業主等が前条の改善命令に従わずに工事を施工してい

るときは、当該事業主等に対し、当該工事の施工の停止を命ずることができる。

（原状回復等の命令）

第19条 市長は、事業主等が、前条の規定に基づく停止命令に従わないとき、又は特に必要があると認められるときは、当該事業主等に対し、期限を定めて原状回復その他災害の防止又は生活環境の保全上必要な措置を命ずることができる。

（事業の完了）

第20条 事業主は、当該事業が完了したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、事業が施行基準に適合するか否かを確認し、適合しないと認めるときは、当該事業主に対し、期限を定めて改善を命ずることができる。

（事業の中止及び廃止）

第21条 事業主は、第6条第1項又は第7条第1項の許可を受けた事業を中止し、又は廃止した場合においては、遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

（報告の徴収）

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主等に対し、工事の施工状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

（立入検査）

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に事業主等の事務所若しくは事業所又は事業区域内にある事業主等の土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(違反事実の公表)

第24条 市長は、事業主が第17条から第19条まで又は第20条第2項(第21条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定による命令に違反し、生活環境の保全及び災害の防止を図る上で重大な支障があると認めるときは、その事実を公表することができる。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第1項又は第7条第1項の規定による許可を受けないで事業を行つた者

(2) 第17条から第19条まで又は第20条第2項(第21条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条の規定に違反した者

(2) 第23条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をした者

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の橋本市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 10 年橋本市条例第 9 号）又は高野口町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 2 年高野口町条例第 31 号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

橋本市土砂等による土地の埋立て等の 規制に関する条例施行規則

平成 18 年 3 月 1 日

規則第 163 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、橋本市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 18 年橋本市条例第 206 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の規定による許可を受けようとする事業主は、当該許可の申請前に、別に定める書類及び図面を提出し、市長に協議しなければならない。

(事業の許可申請)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定による許可を受けようとする事業主は、土砂等による土地の埋立て等事業許可申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類及び図面のうち、市長が必要があると認めるものを添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (3) 事業主と土地所有者との土地の埋立て等に関する契約書（土地所有者が事業主の場合は不要）
- (4) 事業主の印鑑登録証明書（事業主が法人にあっては、当該法人に係る印鑑証明書）
- (5) 位置図（縮尺 10,000 分の 1）
- (6) 土砂等の搬入経路図（縮尺 10,000 分の 1 以上 2,500 分の 1 以下）

- (7) 現況平面図及び縦横断面図（縮尺 500 分の 1 以上 50 分の 1 以下）
- (8) 計画平面図及び縦横断面図並びに土留図（縮尺 500 分の 1 以上 50 分の 1 以下）
- (9) 土量計算書
- (10) 現況排水平面図及び縦横断面図（縮尺 500 分の 1 以上 50 分の 1 以下）
- (11) 計画排水平面図及び縦横断面図並びに構造図（縮尺 500 分の 1 以上 50 分の 1 以下）
- (12) 沈砂池及び調整池の平面図及び構造図（縮尺 500 分の 1 以上 50 分の 1 以下）
- (13) 流量計算書
- (14) 道路及び水路境界確定書の写し
- (15) 道路及び水路占用許可書の写し
- (16) 法令の許可又は届出を必要とする場合は、当該許可書又は届出の提出があった旨を証する書類の写し
- (17) 当該事業に係る事前協議済書の写し
- (18) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類及び図面

（許可又は不許可の決定）

第 4 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、許可又は不許可の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により許可又は不許可の決定をしたときは、土砂等による土地の埋立て等事業許可（不許可）決定通知書（様式第 3 号）により事業主に通知するものとする。

（事業変更許可申請書）

第 5 条 条例第 7 条第 1 項の規定による許可に係る事項の変更の許可を受けようとする事業主は、土砂等による土地の埋立て等事業変更許可申請書（様式

第4号)にその内容を示す第3条各号に掲げる書類及び図面のうち、市長が必要があると認めるものを添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の許可又は不許可の決定については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「前条」とあるのは「第5条第1項」と、同条第2項中「土砂等による土地の埋立て等事業許可（不許可）決定通知書（様式第3号）」とあるのは「土砂等による土地の埋立て等事業変更許可（不許可）決定通知書（様式第5号）」と読み替えるものとする。

（変更の許可を要しない軽微な変更）

第6条 条例第7条第1項に規定する規則で定める軽微な変更は、事業の許可を受けた工事施工期間の変更で、その日数が許可を受けた日数の10分の1を超えないものとする。

（施行基準）

第7条 条例第8条第2項に規定する規則で定める施行基準は、別表のとおりとする。

（許可の承継届）

第8条 条例第11条第2項に規定する許可の承継の届出は、土砂等による土地の埋立て等事業許可承継届出書（様式第6号）により行うものとする。

（許可の取消し）

第9条 条例第12条に規定する許可の取消しは、土砂等による土地の埋立て等事業許可取消書（様式第7号）により行うものとする。

（工事施工者の届出）

第10条 条例第13条に規定する工事施工者の届出は、土砂等による土地の

埋立て等事業工事施工者届出書（様式第 8 号）により行うものとする。

（氏名等の変更の届出）

第 1 1 条 条例第 14 条に規定する氏名等の変更の届出は、氏名等変更届出書（様式第 9 号）により行うものとする。

（標識の設置）

第 1 2 条 条例第 15 条に規定する規則で定める標識は、事業掲示板（様式第 10 号）及び危険防止表示板（様式第 11 号）とする。

（改善勧告）

第 1 3 条 条例第 16 条に規定する改善勧告は、改善勧告書（様式第 12 号）により行うものとする。

（改善命令）

第 1 4 条 条例第 17 条、条例第 20 条第 2 項又は条例第 21 条第 2 項に規定する改善命令は、改善命令書（様式第 13 号）により行うものとする。

（停止命令）

第 1 5 条 条例第 18 条に規定する工事停止命令は、工事停止命令書（様式第 14 号）により行うものとする。

（原状回復等の命令）

第 1 6 条 条例第 19 条に規定する原状回復等の命令は、措置命令書（様式第 15 号）により行うものとする。

(事業の完了報告)

第 17 条 条例第 20 条第 1 項に規定する事業の完了報告は、事業完了後 10 日以内に、土砂等による土地の埋立て等事業完了報告書（様式第 16 号）により行うものとする。

(事業の中止又は廃止の報告)

第 18 条 条例第 21 条第 1 項に規定する事業の中止又は廃止の報告は、土砂等による土地の埋立て等事業中止（廃止）報告書（様式第 17 号）により行うものとする。

(身分証明書)

第 19 条 条例第 23 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第 18 号）によるものとする。

(公表の方法)

第 20 条 条例第 24 条に規定する公表は、市の広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

(補則)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の橋本市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成 10 年橋本市規則第 12 号）又は高

野口町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成2年高野口町規則第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成28年3月31日規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の様式第3号、様式第4号及び様式第6号、第2条の規定による改正前の様式第6号から様式第10号まで及び様式第15号、第4条の規定による改正前の様式第18号から様式第20号まで、第5条の規定による改正前の様式第1号、様式第4号及び様式第6号、第6条の規定による改正前の様式第4号の1、様式第7号の2及び様式第10号の2、第7条の規定による改正前の様式第6号、第8条の規定による改正前の様式第1号、第9条の規定による改正前の様式第3号、第10条の規定による改正前の様式第2号、第11条の規定による改正前の様式第3号、様式第5号、様式第7号及び様式第13号から様式第15号まで、第12条の規定による改正前の様式第4号、第13条の規定による改正前の様式第8号、第14条の規定による改正前の様式第2号及び様式第3号、第15条の規定による改正前の様式第2号、第16条の規定による改正前の様式第2号、様式第3号、様式第6号、様式第8号、様式第9号、様式第13号、様式第16号、様式第17号、様式第19号、様式第22号、様式第25号及び様式第28号、第17条の規定による改正前の様式第1号から様式第15号まで、様式第18号及び様式第20号、第18条の規定による改正前の様式第2号及び様式第3号、第19条の規定による改正前の様式第4号、様式第14号及び様式第26号、第20条の規定による改正前の様式第4号から様式第6号までの用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和3年10月14日規則第50号)

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

施行基準

第1 共通基準

1 周辺対策

工事の施工に当たっては、粉じん、騒音、振動、土砂の流出等の防止対策を講じ、周辺の生活環境を損なわないようにすること。

2 作業時間

- (1) 作業時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。
- (2) 日曜日、祝日及び年末年始は、原則として作業を中止すること。

3 交通対策

- (1) 搬入路については、あらかじめ市及び警察署と協議すること。
- (2) 搬入路が通学路に指定されている場合は、関係機関と協議し、登校時間帯における搬入車両の通行禁止等必要な措置を講ずること。
- (3) その他関係機関と協議し、交通安全対策について必要な措置を講ずること。

4 安全対策

- (1) 事業区域内には、みだりに人が立ち入るのを防止することのできる囲いを設けること。
- (2) 出入口は、原則として1箇所とし、施錠できる構造とすること。
- (3) 囲いの構造は、容易に転倒、破壊されないものとする。

5 保安距離

- (1) 事業区域と隣接地との距離は、災害時に備え、十分な保安距離をと

ること。

- (2) たい積については、隣地境界から 1.5 メートル以上の保安距離をとること。

6 事故対策

- (1) 市民の生命及び財産に対する危害、迷惑を防止するため、必要な措置を講ずること。
- (2) 工事施工中、工事の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、応急処置等必要な措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について遅滞なく報告すること。

7 防災対策

- (1) 工事中は、現場責任者を常駐させ、災害防止に努めること。
- (2) 万一災害が発生した場合は、責任をもって解決に当たること。

8 緑化対策

工事完了後、必要に応じて現況地目に即した植栽を行うこと。

9 記録、写真

工事全般にわたって、工事着手前、中間、完了等それぞれの時点で写真撮影を行い、編集して工事完了時に提出すること。

第2 技術基準

1 共通事項

- (1) 埋立て及び盛土工又は切土工によって、原則として現況の流域を変更してはならない。
- (2) 埋立て及び盛土に先立って草木等があるときは、すべて伐採すること。
- (3) 工事の順序としては、洪水調整池、沈砂池、流末処理排水路、土留工等の防災工事を先行し、埋立て及び盛土等の行為は、下流に対する安全を確認できた上、実施するものとする。
- (4) 工事を施工するときは、この技術基準によるほか、必要に応じて関係法令を準用すること。

2 埋立て及び盛土工

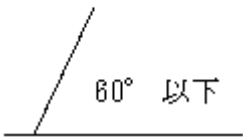
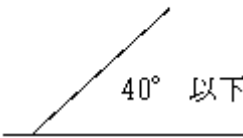
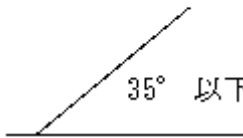
- (1) 埋立て及び盛土の斜面^{こう}勾配は、30度以下にすること。
- (2) 埋立て及び盛土工事に際しては、敷均し^{なら}を行い、十分転圧し、締め固めること。
- (3) 埋立て及び盛土の構造は、次に示す構造とすること。
 - ア 法面^{のり}の浸食防止のため直高5メートルごとに幅1.5メートル以上の小段を設け、排水溝を設置すること。
 - イ 法面^{のり}は、必ず植生工、法枠^{のり わく}工等で処理するものとし、裸地で残してはならない。
 - ウ 法尻^{のり じり}には、必ず土留工を施工しなければならない。
 - エ 法面^{のり}の末端が流水に接触する場合には、盛土の高さにかかわらず、永久構造物により法面^{のり}を処理しなければならない。

オ 盛土のすべりを防止するとともに、盛土内の地下水位の低減を図るため、盛土高の5分の1以上のふとん籠^{かご}又はこれに代わる透水性の良い排水層を設けること。

- (4) 盛土と地山の間には、雨水等が貯留されるような窪地を残してはならない。
- (5) 斜面状の地盤の上に盛土をするときは、原則として段切りを設け、盛土の滑動を防ぐようにしなければならない。
- (6) 埋立て及び盛土の高さは、原則として15メートル以下とする。ただし、谷部等でやむを得ず15メートルを超える場合は、所定の安全度が得られるよう適切なすべり防止対策、排水対策等を講じ、安定計算を行うものとする。

3 切土工

- (1) 切土法面の勾配^{のりこう}は、原則として次表によること。

軟岩 (風化の著しいものを除く)	風化の著しい岩	砂利、真砂土、硬質粘土 その他これに類するもの
1 : 0.6 がけの下端  60° 以下	1 : 1.2 がけの下端  40° 以下	1 : 1.5 がけの下端  35° 以下

- (2) 高さ5メートル以上になる切土の場合は、5メートルごとに幅1.5メートル以上の小段を設けることを原則とする。
- (3) 法面保護工^{のり}は、植生可能な法面^{のり}では原則として植生工を行う。植生に適さない法面^{のり}又は植生工のみでは安定が保てない法面^{のり}においては、構

造物等による保護工を行うこと。また、法面^{のり}保護工に合わせて法面排水^{のり}溝を設けることとする。

4 たい積工

- (1) 粉じんが飛散するおそれのあるものについては、必要な措置を講ずること。
- (2) たい積土の高さは、安全が確認されたときでも 2.5 メートル以下とすること。
- (3) 法面^{のり}勾配^{こう}は 30 度以下とするが、周囲の状況によっては土砂等が崩壊しない程度とすることができる。
- (4) たい積期間は、搬入日から 6 箇月以内とすること。ただし、常時搬入及び搬出している場合は、別に協議すること。

5 排水工

- (1) 法面^{のり}には、浸食、崩壊、土砂流出等の防止のために次に示す各対策を施さなければならない。
 - ア 法面^{のり}以外からの表面水^{ゆう すい}や湧水^{のり}が法面を流下するおそれのある場所には、排水溝を設けて表面水^{のり}が法面を崩すおそれのないようにしなければならない。
 - イ 法面^{のり}の各小段^{のり}には、法面を流下する雨水を処理することができる排水溝を設けなければならない。
 - ウ 法面^{のり}の各小段に設けた排水溝により集められた雨水を法尻^{のり じり}に導くため、縦排水溝を流下能力に見合った間隔^{のり}で法面内に添わせて設けなければならない。
 - エ 各排水溝が、他の排水溝と合流^{こう}する箇所、勾配^{こう}の変化する箇所又は流れの方向が急変する箇所には必ずますを設けなければならない。
- (2) 埋立て及び盛土により谷筋を埋め立てる場合には、地下排水溝を設

置しなければならない。

6 調整池

事業区域面積が 5,000 平方メートル以上の事業については、調整池を設置すること。

7 沈砂池

- (1) 事業区域面積が 5,000 平方メートル以上の事業については、沈砂池を設置する。
- (2) 事業後の沈砂池は、治水上の悪影響が認められなくなるまで存置すること。
- (3) 事業区域面積にかかわらず、工事中の土砂流出、濁水防止のために行為地内に仮設沈砂池を設置すること。

8 土留工

- (1) 土留工は、鉄筋コンクリート、無筋コンクリート、ブロック積、石積等の堅固なものとしなければならない。
- (2) 練石積擁壁は地表高さを 5 メートル以下とし、コンクリート構造の擁壁は原則として、躯体高さを 10 メートル未満とすること。
- (3) 練石積、コンクリートブロック積工の構造は、土質に応じて決定すること。
- (4) 鉄筋コンクリート又は無筋コンクリートの擁壁の構造は、構造計算によってその安全性を確かめること。

様式第 1 号（第 3 条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業許可申請書

年 月 日

橋本市長 様

事業主

住 所

氏 名

印

（実印）

〔 法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

橋本市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 6 条第 1 項の規定により事業の許可を受けたいので、次の関係書類及び図面を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 土地の登記事項証明書及び公図の写し（地目、地積、所有者を記入）
- 3 事業主と土地所有者との土地の埋立て等に関する契約書
- 4 事業主の印鑑登録証明書（事業主が法人にあっては、当該法人に係る印鑑証明書）
- 5 位置図（縮尺 10,000 分の 1）
- 6 土砂等の搬入経路図（縮尺 10,000 分の 1 以上 2,500 分の 1 以下）
- 7 現況平面図及び縦横断面図（縮尺 500 分の 1 以上 50 分の 1 以下）
- 8 計画平面図及び縦横断面図並びに土留工図（縮尺 500 分の 1 以上 50 分の 1 以下）
- 9 土量計算書
- 10 現況排水平面図及び縦横断面図（縮尺 500 分の 1 以上 50 分の 1 以下）
- 11 計画排水平面図及び縦横断面図並びに構造図（縮尺 500 分の 1 以上 50 分の 1 以下）
- 12 沈砂池及び調整池の平面図及び構造図（縮尺 500 分の 1 以上 50 分の 1 以下）
- 13 流量計算書
- 14 道路及び水路境界確定書の写し
- 15 道路及び水路占用許可書の写し
- 16 法令の許可又は届出を必要とする場合は、当該許可書又は届出があった旨を証する書類の写し
- 17 事前協議済書の写し
- 18 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

（注）提出する書類及び図面の番号に○をつけてください。

様式第2号（第3条関係）

事業計画書

事業区域の所在地	橋本市 番地 ほか
事業区域の面積	m ²
事業の目的	
工事概要	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
土砂等の発生場所 事業名 残土の種類	
搬入量(全体)	m ³
搬入量(1日)	m ³
車両台数(1日)	台
整地用機械の 種類・台数	
跡地利利用	
防災対策	
生活環境の 保全対策	

工事予定地現況写真（別に添付すること。）

様式第3号（第4条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業許可（不許可）
決定通知書

橋本市指令 第 号

事業主

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付けで許可申請のあった事業については、次の条件を付して許可する（次の理由により許可することができない。）。

年 月 日

橋本市長



記

許可の条件

（不許可の理由）

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、橋本市長に対して審査請求をすることができます。

土砂等による土地の埋立て等事業変更許可申請書

年 月 日

橋本市長 様

事業主

住 所

氏 名

㊞

(実印)

〔 法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付、橋本市指令第 号で許可を受けた事業について、次のとおり変更したいので、関係書類及び図面を添えて、橋本市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定により申請します。

記

変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 理 由	

添付書類及び図面

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10

様式第5号（第5条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業変更許可（不
許可）決定通知書

橋本市指令第 号

事業主

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付けで変更許可申請のあった事業については、次の条件を付し
て許可する（次の理由により許可することができない。）。

年 月 日

橋本市長



記

許可の条件

（不許可の理由）

※ この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して
3月以内に、橋本市長に対して審査請求をすることができます。

土砂等による土地の埋立て等事業許可承継届出書

年 月 日

橋本市長 様

事業主

住 所

氏 名



(実印)

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

事業の許可を受けた事業主の地位を承継したので、橋本市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 11 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

記

許 可 番 号・年 月 日	橋本市指令 第 号 年 月 日
事 業 名	
事 業 区 域 の 所 在 地	橋本市 番地 ほか
承 継 年 月 日	年 月 日
氏 名 又 は 名 称 被 承 継 人 住 所 又 は 所 在 地	
承 継 の 原 因	相 続 ・ 合 併

様式第 7 号（第 9 条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業許可取消書

橋本市達第 号

事業主

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付、橋本市指令 第 号による事業の許可は、橋本市土砂等
による土地の埋立て等の規制に関する条例第 12 条の規定により取り消す。

年 月 日

橋本市長



記

取消しの理由

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して
3 月以内に橋本市長に対して審査請求をすることができる。

土砂等による土地の埋立て等事業工事施工者届出書

年 月 日

橋本市長 様

事業主
住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

橋本市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 13 条の規定により次のとおり工事施工者を届け出ます。

記

工事施工者 住 所
氏 名

㊞
(実印)

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先 電話 昼
夜

現場責任者 氏 名
現 場

㊞

連絡先 電話 昼
夜

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

橋本市長 様

事業主
住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

事業の許可を受けた事業主について、次のとおり変更があつたので、橋本市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 14 条の規定により届け出ます。

記

変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日

事 業 掲 示 板

土砂等による土地の埋立て等の事業施行のお知らせ

次のとおり土砂等の 事業を施行します。

- | | | | |
|---|---------|----------|------------|
| 1 | 許 可 番 号 | 橋本市指令 第 | 号 |
| 2 | 施 工 場 所 | 橋本市 | 番地 ほか |
| 3 | 面 積 | 平方メートル | |
| 4 | 施 工 期 間 | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| 5 | 事 業 主 | 住所
氏名 | 連絡先 昼
夜 |
| 6 | 工事施工者 | 住所
氏名 | 連絡先 昼
夜 |
| 7 | 現場責任者 | 住所
氏名 | 連絡先 昼
夜 |

掲示板の大きさ 縦 1メートル 横 1.2メートル

掲 示 位 置 事業場入口（地表から下端 1メートル以上 1.5メートル以下とする。）

備 考 掲示板は、原則としてトタン板又はベニヤ板とし、地は白色、文字は黒色とする。

様式第 11 号（第 12 条関係）

危険防止表示板（表示例）

あぶない		
ちかよらないこと		
事業主	住所	
	氏名	電話

あぶない		
このちかくで		
あそばないこと		
事業主	住所	
	氏名	電話

表示板の大きさ 縦 60 センチメートル
横 80 センチメートル

表示位置 事業区域周囲（30 メートル間隔 地表から下端 1 メートル以上 1.5
メートル以下とする。）

備考 表示板は、原則としてトタン板又はベニヤ板とし、地は白色、文字
は黒色（必要に応じて赤色）とする。

改 善 勧 告 書

年 月 日

事業主

住 所

氏 名 様

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

橋本市長



あなたが橋本市 番地 ほかで行っている事業は、橋本市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 条の規定に違反しているので、同条例第 16 条の規定により、施行基準に適合するよう改善することを勧告します。

なお、 年 月 日までに改善すること。

改善すべき内容

様式第 13 号（第 14 条関係）

改 善 命 令 書

橋本市達第 号

事業主

住 所

氏 名

様

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

あなたが橋本市 番地 ほかで行っている
事業は、橋本市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 条の規定に違反し
ているので、同条例第 17 条の規定により、施行基準に適合するよう改善することを命ず
る。

なお、 年 月 日までに改善すること。

年 月 日

橋本市長



記

改善すべき内容

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して
3 月以内に、橋本市長に対して審査請求をすることができます。

様式第 14 号（第 15 条関係）

工 事 停 止 命 令 書

橋本市達第 号

事業主

住 所

氏 名

様

〔法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

あなたが橋本市 番地 ほかで行っている
事業は、橋本市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 条の規定に違反し
ているので、同条例第 18 条の規定により、工事の施工の停止を命ずる。

年 月 日

橋本市長



記

停止の理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して
3 月以内に、橋本市長に対して審査請求をすることができます。

様式第 15 号（第 16 条関係）

措 置 命 令 書

橋本市達第 号

事業主

住 所

氏 名

様

〔法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

あなたが橋本市 番地 ほかで行っている
事業は、橋本市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 条の規定に違反し
ているので、同条例第 19 条の規定により、次の措置を執ることを命ずる。

なお、 年 月 日までにその措置を完了すること。

年 月 日

橋本市長



記

執るべき措置

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して
3 月以内に、橋本市長に対して審査請求をすることができます。

土砂等による土地の埋立て等事業完了報告書

年 月 日

橋本市長 様

事業主

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付、橋本市指令 第 号で許可を受けた事業が完了したので、橋本市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 事業区域 橋本市 番地 ほか
- 2 工事期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 工事完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類 工事記録、工事写真

土砂等による土地の埋立て等事業中止（廃止）報告書

年 月 日

橋本市長 様

事業主
住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり事業を中止（廃止）したので、橋本市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 21 条第 1 項の規定により報告します。

許可番号・年月日	橋本市指令 第 号 年 月 日
事業名	
事業区域の所在地	橋本市 番地 ほか
中止期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止年月日	年 月 日
理由	
添付書類	工事記録、工事写真

（表）

		第		号	
写 真	氏 名				
	生年月日	年	月	日生	
土砂等による土地の埋立て等の規制に関する 条例第 23 条第 2 項の規定による証明書					
年		月	日発行		
橋本市長					印

縦 6 センチメートル

横 9 センチメートル

（裏）

この証明書を携帯する者は、橋本市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づく立入検査をする職務を行う者で、その関係条文は、次のとおりである。

橋本市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第 23 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に事業主等の事務所若しくは事業所又は事業区域内にある事業主等の土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

橋本市土砂等による土地の埋立て等事業の 事前協議に関する指導要綱

平成18年3月1日

告示第182号

(趣旨)

第1条 この告示は、橋本市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成18年橋本市規則第163号）第2条の規定による事前協議に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この告示は、橋本市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成18年橋本市条例第206号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定による許可を受けようとする事業について適用する。

(事前公開)

第3条 事業主は、事業の内容について、当該工事の施工に係る土地周辺関係者の理解を得るよう努めなければならない。

2 事業主は、土地周辺関係者から出された意見、要望等に対しては、誠意をもって対応しなければならない。

3 前2項に規定する土地周辺関係者は、次の各号に掲げる範囲内に住所を有する者、当該範囲内で事業を営む者又は当該範囲内に土地若しくは建物を所有する者とする。

(1) 事業区域の境界線から水平距離で15メートルまでの範囲

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める範囲

(事前協議書)

第4条 条例第6条第1項の規定による許可を受けようとする事業主は、当該許可の申請前に、土砂等による土地の埋立て等事業事前協議書(様式第1号)に、次に掲げる書類及び図面のうち、市長が必要と認めるものを添えて、市長に協議しなければならない。

- (1) 事前協議事業計画書(様式第2号)
- (2) 土地の登記事項証明書及び公図の写し(地目、地積及び所有者を記入)
- (3) 位置図(縮尺10,000分の1)
- (4) 事業予定地内土地所有者名簿
- (5) 事業予定地内土地所有者の工事施工承諾書
- (6) 土砂等の搬入経路図(縮尺10,000分の1以上2,500分の1以下)
- (7) 現況平面図及び縦横断面図(縮尺500分の1以上50分の1以下)
- (8) 計画平面図及び縦横断面図並びに土留図(縮尺500分の1以上50分の1以下)
- (9) 土量計算書
- (10) 放流先水路流域図(縮尺2,500分の1)及び断面図(縮尺250分の1以上100分の1以下)
- (11) 現場写真
- (12) 写真撮影方向図
- (13) 区長及び水利組合の同意書
- (14) 土地周辺関係者の同意書若しくは経過書
- (15) 代理人が申請する場合は、申請者から代理人への委任状
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

(協議会の審査)

第5条 市長は、事前協議書を受理したときは、必要と認めるものにあつては、

橋本市土砂等による土地の埋立て等事業協議会（以下「協議会」という。）の審査に付するものとする。

2 協議会は、審査結果を市長に報告するものとする。

（事前協議済みの通知）

第6条 市長は、協議が整ったときは、土砂等による土地の埋立て等事業事前協議済書（様式第3号）により事業主に通知するものとする。

（許可の申請）

第7条 条例第6条第1項の規定による許可申請は、前条の事前協議済書の通知を受けた後に行うものとする。

（書類及び図面の提出部数）

第8条 第4条の規定により提出する書類及び図面の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の橋本市土砂等による土地の埋立て等事業の事前協議に関する指導要綱（平成10年橋本市告示第25号）又は

高野口町土砂等による土地の埋立て等事業の事前協議に関する指導要綱（平成2年高野口町要綱第18号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和3年10月14日告示第166号）

この告示は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令和6年4月5日告示第99号）

この告示は、令和6年4月5日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業事前協議書

年 月 日

橋本市長 様

事業主

住 所

氏 名



（署名または記名押印）

〔法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

橋本市土砂等による土地の埋立て等事業の事前協議に関する指導要綱第 4 条の規定により事前指導を受けたいので、次の関係書類及び図面を添えて協議します。

記

- 1 事前協議事業計画書
- 2 土地の登記事項証明書及び公図の写し（地目、地積及び所有者を記入）
- 3 位置図（縮尺 10,000 分の 1）
- 4 事業予定地内土地所有者名簿
- 5 事業予定地内土地所有者の工事施工承諾書
- 6 土砂等の搬入経路図（縮尺 10,000 分の 1 以上 2,500 分の 1 以下）
- 7 現況平面図及び縦横断面図（縮尺 500 分の 1 以上 50 分の 1 以下）
- 8 計画平面図及び縦横断面図並びに土留図（縮尺 500 分の 1 以上 50 分の 1 以下）
- 9 土量計算書
- 10 放流先水路流域図（縮尺 2,500 分の 1）及び断面図（縮尺 250 分の 1 以上 100 分の 1 以下）

- 11 現場写真
- 12 写真撮影方向図
- 13 区長及び水利組合の同意書
- 14 土地周辺関係者の同意書若しくは経過書
- 15 代理人が申請する場合は、申請者から代理人への委任状
- 16 その他



(注) 提出する書類及び図面の番号に○を付けてください。

様式第2号（第4条関係）

事前協議事業計画書

事業区域の所在地	橋本市 番地 ほか
事業区域の面積	m ²
事業の目的	
工事概要	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
土砂等の発生場所 事業名 残土の種類	
搬入量（全体）	m ³
搬入量（1日）	m ³
車両台数（1日）	台
整地用機械の 種類・台数	
跡地利利用	
防災対策	
生活環境の 保全対策	

工事予定地現況写真（別に添付すること。）

様式第3号（第6条関係）

土砂等による土地の埋立て等
事業事前協議済書

第 号
年 月 日

事業主

住 所

氏 名 様

（法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

橋本市長



年 月 日付けで事前協議の申出のあった事業については、事前協議が
整ったので通知します。

なお、許可申請に当たっては、関係各課の指導事項を遵守してください。

橋本市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例 技術基準及び指導要綱

項 目	技術基準（必ず守るべき事項）	指導要綱（技術基準運用上の細目）	備 考
1. 共通事項	(1) 埋め立て及び盛土工又は切土工によって、原則として現況の流域を変更してはならない。 (2) 埋立て及び盛土に先立って草木等があるときはすべて伐採すること。 (3) 工事の順序としては、洪水調整池、沈砂池、流末処理排水路、土留工等の防災工事を先行し、埋立て及び盛土等の行為は下流に対する安全を確認できたらうえ実施するものとする。 (4) 工事を施工するときは、この技術基準によるほか必要に応じて関係法令を運用すること。	(1) 本工事に先立って工事の障害となる樹木及び土構造物に混入してはいけない有害物（腐食土、木根等）を除去しなければならない。 (2) 工事の施工は雨期を極力避けるものとして、やむをえず雨期に施工する場合は防災対策に十分留意するものとする。 (3) 工事の施工にあたっては、全区域にわたって着手せず、適当な面積若しくは流域単位で工区割を行い、災害防止に努めること。	
2. 埋立て及び盛土工	(1) 埋立て及び盛土の斜面勾配は30度以下とすること。 (2) 埋立て及び盛土工事に際しては、1回ごとの敷均し厚さ（まき出し厚さ）を適切に設定し、均等かつ所定の厚さ以内に敷均すこと。 (3) 埋立て及び盛土の構造は、次に示す構造とすること。 ① 法面の浸食防止のために直高5mごとに幅1.5m以上の小段を設け、排水溝を設置すること。 ② 法面は、植生可能な法面では植生工を選定し、植生に適さない法面、あるいは植生工では安定性が確保できない法面には、構造物による法面保護工で処理すること。 ③ 法面の長さが合計20m以上となる盛土については、原則として少	(1) 埋立て及び盛土の斜面勾配は30度以下とすること。30度以下であっても、次のいずれかの条件の場合には盛土法面の安定検討を行って、所定の安定度が確保できる勾配としなければならない。 ① 法高が特に大きい（15m以上）場合。 ② 盛土が地山から湧水を受けやすい場合。 ③ 盛土の基礎地盤が不安定な場合。（軟弱地盤や地すべり地等） ④ 盛土が崩壊すると隣接物に重大な被害を与える場合。 (2) 高盛土や、地下水による崩壊の危険性が高い盛土の場合には、地下水の上昇を防ぎ、降雨による浸透水を速やかに排除するための水平排水層を設置し、盛土の安定を図ること。排水層は、盛土高さ5mごとに設置する。	「宅地防災マニュアルの解説」：宅地防災研究会編（以下、防災マニュアルと呼ぶ）による



図 2-1 盛土のすべり・排水対策の例

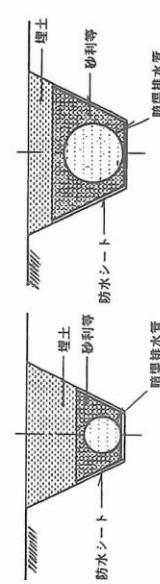
(3) 盛土と地山との接続部には開水路を設けて雨水排水を行わなければならない。

項 目	技術基準（必ず守るべき事項）	指導要綱（技術基準運用上の細目）	備 考
	なくとも法最の1／3以上は擁壁工、法枠工等の永久工作物とし、20m以下についてもこれに準じて取り扱うものとする。 ④ 法面の末端が流水に接触する場合には、盛土の高さにかかわらず永久構造物により法面を処理しなければならない。 ⑤ 盛土厚が大きい場合は、盛土内の地下水位の低減と土砂の流出を防止するため、適地を選びふん葎等による土留工（埋設工）と縦排水溝を設置すること。 埋設工の高さは盛土高の1／5以上とし、谷筋で盛土が長区間の場合は設置間隔は、ほぼ50m毎とする。 (4) 盛土と地山の間には雨水等が貯留されるような窪地を残してはならない。	(4) 傾斜地盤上に盛土をする場合には、原地盤と盛土の間ですべりが生ずる可能性があるため、原地盤の勾配が15度（約1：4）程度以上の場合には、図2-2のように段切りを行い、盛土を原地盤に食い込ませてすべりを防ぐようにする。段切りの寸法は、原地盤の土質、勾配、段切りの施工法等により異なるが、原地盤が岩である場合を除き、高さ50cm、幅1m程度とする。また段切り面には排水のために勾配をつける。 図2-2 傾斜地盤上の段切りと排水処理 (5) 盛土の安定計算は、一般的に用いられ容易に計算できる限界計算法を用いるものとし、円弧すべり面を仮定する有効応力法（式2-1）及び全応力法（式2-2）を標準とする。ただし、他の有効な計算手法を用いることを排除しない。 〈有効応力法による場合〉 $F_s = \frac{\sum (C' \cdot \ell + (W \cos \alpha - U \cdot \ell) \tan \phi')}{\sum W \sin \alpha} \quad \text{..... (式 2-1)}$ 〈全応力法による場合〉 $F_s = \frac{\sum (C \cdot \ell + (W \cos \alpha \cdot \tan \phi))}{\sum W \sin \alpha} \quad \text{..... (式 2-2)}$ ここに、F_s : 安全率 W : 各スライスの単位長さ重量 (tf/m)	防災マニュアルによる 道路土工指針による

項 目	技術基準（必ず守るべき事項）	指導要綱（技術基準運用上の細目）	備 考																					
3. 切 土	(6) 埋立て及び盛土の高さは原則として最高15mまでとする。ただし、谷部等でやむをえず15mを超える場合は、所定の安全度が得られるよう適切なすべり防止対策、排水対策等を講じ安定計算を行うものとする。  図2-3 盛土高さ	U : 各スライスのすべり面上に働く間隙水圧 (tf/m²) α : 各スライスのすべり面の中点とすべり面を円弧とする円の中心とを結ぶ直線の鉛直線となす角度(°) ℓ : 各スライスのすべり面の長さ (m) φ : 盛土の内部摩擦角(°) φ' : 有効応力に関する土の内部摩擦角(°) C : 盛土の粘着力 (tf/m²) C' : 有効応力に関する土の粘着力 (tf/m²) (6) 埋立て及び盛土あるいは構造物を設置する場所に、事前の調査ボーリング結果等から、軟弱地盤の存在が確認又は予想されている場合には軟弱地盤対策工等の検討を行い、地盤の沈下や盛土端部のすべり等が生じないようになししなければならない。																						
3. 切 土	(1) 切土法面の勾配は原則として下表によることとする。 表3-1 切土法面の勾配（擁壁を設置しない場合） <table><tr><th>法 高さ</th><th>① H ≤ 5m (崖の上端からの垂直距離)</th><th>② H > 5m (崖の上端からの垂直距離)</th></tr><tr><td>法面の土質</td><td></td><td></td></tr><tr><td>軟 岩</td><td>80度 (約1:0.2) 以下</td><td>60度 (約1:0.6) 以下</td></tr><tr><td>風化の著しいもの</td><td>50度 (約1:0.9) 以下</td><td>40度 (約1:1.2) 以下</td></tr><tr><td>砂利、まざり土、関東ローム</td><td>45度 (約1:1.0) 以下</td><td>35度 (約1:1.5) 以下</td></tr><tr><td>硬質粘土、その他これらに類するもの</td><td>30度 (約1:1.8) 以下</td><td>30度 (約1:1.8) 以下</td></tr><tr><td>上記以外の土質（岩屑、腐食土（黒土）、埋土、その他これらに類するもの）</td><td></td><td></td></tr></table> (2) 高さ5m以上になる切土の場合は、5mごとに幅1.5m以上の小段を設け、高さ15mごとに幅3m以上の大段を設けることを原則とする。 (3) 法面保護工は植生可能な法面では原則として植生工を行う。植生に適さない法面、植生工のみでは安定が保てない法面においては、構造物等による保護工を行うこと。 また、法面保護工に合わせて法面排水溝を設けることとする。	法 高さ	① H ≤ 5m (崖の上端からの垂直距離)	② H > 5m (崖の上端からの垂直距離)	法面の土質			軟 岩	80度 (約1:0.2) 以下	60度 (約1:0.6) 以下	風化の著しいもの	50度 (約1:0.9) 以下	40度 (約1:1.2) 以下	砂利、まざり土、関東ローム	45度 (約1:1.0) 以下	35度 (約1:1.5) 以下	硬質粘土、その他これらに類するもの	30度 (約1:1.8) 以下	30度 (約1:1.8) 以下	上記以外の土質（岩屑、腐食土（黒土）、埋土、その他これらに類するもの）			(1) 切土法面の勾配は、法高、法面の土質等に応じて適切に設定するものとし、その勾配は、原則として擁壁で覆わなければならない。ただし、表3-1に示す法面は、擁壁の設置を要しない。 なお、次のような場合には、切土法面の安定性の検討を十分に行ううえで勾配を決定する必要がある。 ① 法高が特に大きい（15m以上）。 ② 法高が割れ目の多い岩、流れ盤、風化の速い岩、浸食に弱い土質、崩壊土等である場合。 ③ 法面に湧水等が多い場合。 ④ 法面及びびげの上端面に雨水が浸透しやすい場合。	防災マニュアルによる
法 高さ	① H ≤ 5m (崖の上端からの垂直距離)	② H > 5m (崖の上端からの垂直距離)																						
法面の土質																								
軟 岩	80度 (約1:0.2) 以下	60度 (約1:0.6) 以下																						
風化の著しいもの	50度 (約1:0.9) 以下	40度 (約1:1.2) 以下																						
砂利、まざり土、関東ローム	45度 (約1:1.0) 以下	35度 (約1:1.5) 以下																						
硬質粘土、その他これらに類するもの	30度 (約1:1.8) 以下	30度 (約1:1.8) 以下																						
上記以外の土質（岩屑、腐食土（黒土）、埋土、その他これらに類するもの）																								

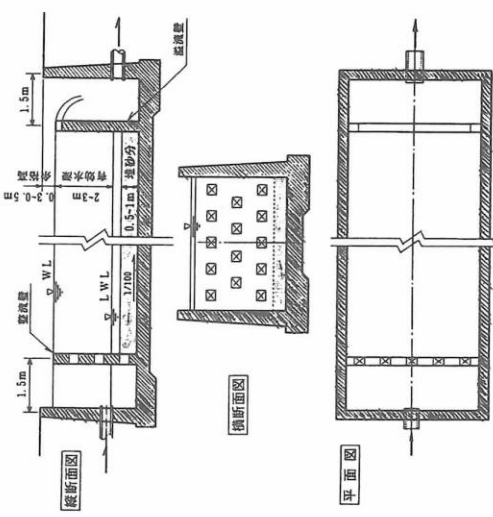
項 目	技術基準（必ず守るべき事項）	指導要綱（技術基準運用上の細目）	備 考
4. たい 積 工	(1) 粉塵が飛散する恐れのあるものについては、必要な措置を講ずること。 (2) たい積土の高さは安全が認識されたときでも2.5m以内とすること。 (3) 法面勾配は30度以下とするが、周囲の状況によっては土砂等が崩壊しない程度とすることができる。 (4) たい積期間は、搬入日から6か月以内とすること。ただし、常時搬入及び搬出している場合は別に協議すること。		
5. 排 水 工	(1) 法面には浸食、崩壊、土砂流出等の防止のために以下に示す各対策を施さなければならない。 ① 法面以外からの表面水や湧水が法面を流下する恐れのある場所には排水溝を設けて表面水が法面を崩す恐れのないようにしなければならない。 ② 法面の各小段には、法面を流下する雨水を処理することができ排水溝を設けなければならない。 ③ 法面の各小段に設けた排水溝により集められた雨水を法面に導くため、縦排水溝を流下能力に見合った間隔で法面内に添わせて設けなければならない。 ④ 各排水溝が他の排水溝と合流する所や勾配の変化する所、流れの方向が急変する所には必ずまずすを設けなければならない。	(1) 法面排水工は以下によるものとする。 ① 法面の上部に自然斜面が続いている等、切土又は盛土法面以外からの表面水が流下する場所には、法肩排水溝を設け、法面以外からの表面水が流入しないようにする。 ② 法面の小段排水溝は、小段上部法面の下端に沿って設けるものとする。また、小段は排水溝の方向に5%程度の下り勾配をつけて施工し、排水溝に水が流れるようにする。 図5-1 小段の横断勾配 ③ 縦排水溝の設置間隔は、流量の分散を図るため20m程度とする。縦排水溝には既成コンクリートU型溝（ソケット付がよい）、半円ヒューム管、鉄筋コンクリート管、陶管、石張り水路を用いるものとし、排水溝と合流する箇所には必ずまずすを設けて、まずには水が飛び散らないように蓋を設ける。また、法長3m程度の間隔で縦排水溝下部にすべり止めを設置する。 図5-2 法肩排水溝、小段排水溝、小段排水溝、地下排水溝	防災マニュアルによる 防災マニュアルによる

項 目	技術基準（必ず守るべき事項）	指導要綱（技術基準運用上の細目）	備 考
	(2) 埋立て及び盛土により谷筋を埋め立てる場合には、地下排水溝を設置しなければならない。	図 5-3 縦排水溝 (2) 埋立て及び盛土により谷筋を埋立てる場合には、地中に浸透した水は地下の排水施設により速やかに地表の排水溝に排出されるよう地下排水溝を設置しなければならない。 ① 地下排水溝は、図 5-4 のように支線により浸透水を集めて本線により地表の排水溝（小段排水溝等）に排出されるようネットワーク化する。 ② 盛土の場合で地山に添って流下する地下水を排除するには、まず地山の谷筋に地下排水溝を設け、その後盛土を行う。 ③ 切土法面において、地表近くの浸透水を排除することを目的とする場合には、暗渠排水管等（合成樹脂製又はコンクリート製）をなるべく深く掘り下げて敷設すること。 ④ 地下排水溝は、暗渠排水管又は砕石構造とする。 ⑤ 地下排水溝の底には、漏水防止のための防水シート又はアスファルト板を布設すること。 ⑥ 暗渠排水管等の上面や側面には、そだや砂利などによるフィルターを設けて土で埋め戻す。 (3) 埋立て及び盛土により谷筋を埋立てる場合には、谷筋に沿って雨水が集中するため地下水を速やかに排除する必要がある。このため、地下水位を低下させ水圧を減じ、土及び構造物の安定性を保持するために地下排水溝を設置しなければならない。	

項 目	技術基準（必ず守るべき事項）	指導要綱（技術基準運用上の細目）	備 考
		地下排水溝の構造は以下によるものとする。 ① 暗渠は幹線と支線に区別する。 幹線は支線の地下水・浸透水を集水し、下流へ流下させるものであり、管径は30cm以上とする。 支線は地下水・浸透水を幹線へ導くものとし、管径は15cm以上とする。 ② 地下排水量の計算は次式によるものとする。 $Q = \frac{h \times c \times 10}{60 \times 60 \times 24 \times n} \times A \quad (\text{m}^3/\text{秒})$ Q：排水流量（m³/秒） h：最大日雨量（mm/日） c：雨水浸透率 [0.3] n：排除日数 [3日] A：集水面積（ha） ③ 管径は地下排水量の2倍を流下できる構造とする。 ④ 幹線は所定の荷重に対して断面を維持できる構造とする。支線については有孔管にフィルターを巻いたもの、又は硬暗渠等の構造とする。 ⑤ 地下排水溝は原則として原地盤に溝を掘削し埋設を行い、その周辺には土粒子が管内に流入することを防ぐためフィルター材を設ける。  図5-4 暗渠排水溝の標準断面	
6. 調整池	(1) 事業区域面積が5,000m ² （0.5ha）以上の事業については、調整池を設置すること。	(1) 事業区域面積が5,000m²（0.5ha）以上の事業については、調整池を設置すること。 事業区域面積が5,000m²（0.5ha）以上の事業にあっては、「防災調整池等技術基準（案）解説と設計事例」、「開発計画に伴う調整池技術基準」（日本河川協会、和歌山県土木部河川課編）によるものとする。 なお、事業区域面積が5,000m²（0.5ha）未満であっても、防災上放流制限を行う必要がある場合は、上記に準ずるものとし、又は、調整池に替えて雨水排水を一時貯留する施設、あるいは浸透式等による防災上安全な施設とすること。	

項 目	技術基準（必ず守るべき事項）	指導要綱（技術基準運用上の細目）	備 考
7. 沈 砂 池	(1) 事業区域面積が5,000㎡（0.5ha）以上の事業については、沈砂池を設置すること。 (2) 事業後の沈砂池は治水上の悪影響が認められなくなるまで存置すること。 (3) 事業区域面積にかかわらず工事中の土砂流出、濁水防止のために、行為地内に仮設沈砂池を設置すること。	(1) 一般的事項 ① 事業区域面積が5,000㎡（0.5ha）以上の事業については、沈砂池を設置すること。 ② 沈砂池は放流先の公共施設又は海域への土砂の流出を防止するため、有効に土砂を沈殿させることができる構造でなければならない。なお、調整池に沈砂池を併用する場合はこの限りでない。 ③ 沈砂池に土砂が堆積し、その機能が低下する恐れのある場合は、速やかに土砂の除去を行うこと。 (2) 計画基準 ① 沈砂池の位置は、排水水系の終末部としなければならない。 ② 池の形状は長方形とするが、流入・流出部を漸次拡大縮小させた形とし、長さとの比は3:1～8:1としなければならない。 ③ 沈砂池には流入出部に整流装置を設けなければならない。 ④ 計画排水量の沈砂時間は、5～10分としなければならない。 ⑤ 沈砂池の有効水深は2～3mを標準とし、更に堆積分として0.5mを見込まなければならない。 ⑥ 池内平均流速は毎秒1.0～1.5cmとすること。 ⑦ 池の天端高は、越流施設のある場合は池の高水位より30cm、その他の場合は50cmの余裕を保たなければならない。 ⑧ 管理道路を設置すること。	「都市計画法及び宅地造成等規制法」に基づく技術的基準：和歌山県土木部H15.4.1」（以下技術基準と呼ぶ）による

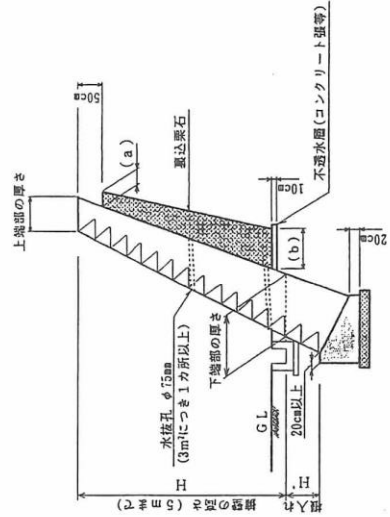
〔沈砂池標準図〕



項 目	技術基準（必ず守るべき事項）	指導要綱（技術基準運用上の細目）	備 考
8. 土 留 工	(1) 土留工は鉄筋コンクリート、無筋コンクリート又はブロック積、石積等の堅固なものとしなければならない。 (2) 綾石積擁壁は地表高さを5m以内とし、コンクリート構造の擁壁は原則として躯体高さを10m未満とする。	(1) 土留工は鉄筋コンクリート、無筋コンクリート又はブロック積、石積等の堅固なものとしなければならない。 土留工は以下の2種類に分類する。 ① 無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、綾積み <pre> graph TD A[擁壁] --> B[無筋コンクリート造] A --> C[鉄筋コンクリート造] A --> D[綾積み造] B --> B1[重力式] B --> B2[もたれ式] C --> C1[半重力式] C --> C2[もたれ式] C --> C3[片持ばり式] C --> C4[逆し型] C --> C5[逆T型] D --> D1[コンクリートブロック造] D --> D2[間知石造] </pre> ② その他 イ. 蛇籠堰堤等 ロ. 特殊な材料又は構法による擁壁 ハ. 特別な調査、研究に基づき十分安全性が確認されたもの (2) コンクリート擁壁は原則として躯体高さは10m未満とするが、十分な調査と設計を行い安全性を確認した場合はこの限りではない。 擁壁の高さによる型式の選定の目安を次表に示す。	防災マニュアルによる

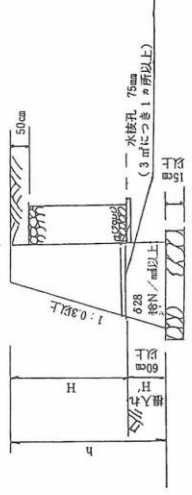
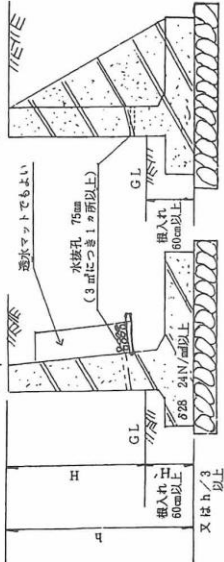
表8-1 擁壁型式選定の目安

型 式	選定の目安となる高さ(m)	設 置 条 件
重力式擁壁工	1.0~5.0	基礎地盤良好、切土部、低い土留擁壁
半重力式擁壁工	3.0~6.0	
片持ばり式擁壁工	3.0~9.0	
扶壁式擁壁工	6.0~11.0	
もたれ式擁壁工	2.0~8.0	
石積・コンクリートブロック積擁壁工	1.0~5.0	
大型コンクリートブロック積擁壁工	6.0~11.0	
片のり枠工	(1段~3段) 2.0~6.0	
ふとん蛇籠工	1.0~3.0	
井桁擁壁工	(1連~3連) 2.0~15.0	地滑り崩壊地、湧水の多い所、高い土留擁壁
鉄筋コンクリートブロック枠工	2.0~8.0	湧水の多い所
テールアルメエ	3.0~20.0	対策処理のなされた軟弱地盤、盛土部、高い土留擁壁

項 目	技術基準（必ず守るべき事項）	指導要綱（技術基準運用上の細目）	備 考
	(3) 練石積・コンクリートブロック積工の構造は、土質に応じて決定する。	(3) 練石積・コンクリートブロック積工の構造は以下による。 〔練石積擁壁標準図〕 	技術基準による

- ① 練積み造（間知石練積み造、その他の練積み造を含む）の擁壁は擁壁の勾配、高さ、下端部分の厚さが、がけの土質に応じて次表に示す基準に適合しなければならない。
- ② 擁壁の上端の厚さは、地盤の土質が下表の第一種、第二種に該当する場合は、40cm、第三種の土質に該当する場合は70cmを最小とし、それ以上でなければならない。
- ③ ただし、この場合の高さは5m以下としなければならない。
- ④ 擁壁を岩盤に接合する場合を除き擁壁の前面の根入れ深さは、次表の第一種、第二種に該当する場合は15/100（その値が35cm以下の場合35cm）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの20/100（その値が45cm以下の場合45cm）以上とし、鉄筋コンクリート造、又は無筋コンクリート造で擁壁のすべり及び沈下に対して安全な基礎を設けること。
- ⑤ 水抜き穴は、耐水材料製品で内径75mmのものをを用いて、3mごとに1箇所以上設置すること。

項 目	技術基準（必ず守るべき事項）	指導要綱（技術基準運用上の細目）	備 考																																																																																				
		表 8-2 勾配、高さ、上下端部分の厚さ、根入れの基準 <table><tr><th rowspan="2">土 質</th><th rowspan="2">勾 配</th><th colspan="2">擁 壁</th><th rowspan="2">根 入 れ</th></tr><tr><th>高 さ</th><th>上端部の厚さ 下端部の厚さ</th></tr><tr><td rowspan="10">第一種 岩、岩屑、砂利、又は砂利混じり砂</td><td>70度を超え (1:0.35～1:0.25)</td><td>2 m以下</td><td>40cm以上</td><td rowspan="10">35cm以上かつ擁壁 高さの15/100以上</td></tr><tr><td>75度以下</td><td>2 ～ 3 m</td><td>50cm以上</td></tr><tr><td>65度を超え (1:0.45～1:0.35)</td><td>2 m以下</td><td>40cm以上</td></tr><tr><td>70度以下</td><td>2 ～ 3 m</td><td>45cm以上</td></tr><tr><td>3 ～ 4 m</td><td>50cm以上</td></tr><tr><td>3 m以下</td><td>40cm以上</td></tr><tr><td>3 ～ 4 m</td><td>45cm以上</td></tr><tr><td>4 ～ 5 m</td><td>60cm以上</td></tr><tr><td>65度以下 (1:0.45)</td><td>2 m以下</td><td>50cm以上</td></tr><tr><td>70度を超え (1:0.35～1:0.25)</td><td>2 ～ 3 m</td><td>70cm以上</td></tr><tr><td rowspan="10">第二種 真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの</td><td>75度以下</td><td>2 m以下</td><td>45cm以上</td><td rowspan="10">同 上</td></tr><tr><td>65度を超え (1:0.45～1:0.35)</td><td>2 ～ 3 m</td><td>60cm以上</td></tr><tr><td>70度以下</td><td>3 ～ 4 m</td><td>75cm以上</td></tr><tr><td>2 m以下</td><td>40cm以上</td></tr><tr><td>2 ～ 3 m</td><td>50cm以上</td></tr><tr><td>3 ～ 4 m</td><td>65cm以上</td></tr><tr><td>4 ～ 5 m</td><td>80cm以上</td></tr><tr><td>70度を超え (1:0.35～1:0.25)</td><td>2 m以下</td><td>85cm以上</td></tr><tr><td>75度以下</td><td>2 ～ 3 m</td><td>90cm以上</td></tr><tr><td rowspan="10">第三種 その他の土質</td><td>65度を超え (1:0.45～1:0.35)</td><td>2 m以下</td><td>75cm以上</td><td rowspan="10">45cm以上かつ擁壁 高さの20/100以上</td></tr><tr><td>70度以下</td><td>2 ～ 3 m</td><td>85cm以上</td></tr><tr><td>3 ～ 4 m</td><td>105cm以上</td></tr><tr><td>2 m以下</td><td>70cm以上</td></tr><tr><td>2 ～ 3 m</td><td>80cm以上</td></tr><tr><td>3 ～ 4 m</td><td>95cm以上</td></tr><tr><td>4 ～ 5 m</td><td>120cm以上</td></tr><tr><td>70度を超え (1:0.35～1:0.25)</td><td>2 m以下</td><td>85cm以上</td></tr><tr><td>75度以下</td><td>2 ～ 3 m</td><td>90cm以上</td></tr></table> （注）盛土の場合は第三種を適用すること。	土 質	勾 配	擁 壁		根 入 れ	高 さ	上端部の厚さ 下端部の厚さ	第一種 岩、岩屑、砂利、又は砂利混じり砂	70度を超え (1:0.35～1:0.25)	2 m以下	40cm以上	35cm以上かつ擁壁 高さの15/100以上	75度以下	2 ～ 3 m	50cm以上	65度を超え (1:0.45～1:0.35)	2 m以下	40cm以上	70度以下	2 ～ 3 m	45cm以上	3 ～ 4 m	50cm以上	3 m以下	40cm以上	3 ～ 4 m	45cm以上	4 ～ 5 m	60cm以上	65度以下 (1:0.45)	2 m以下	50cm以上	70度を超え (1:0.35～1:0.25)	2 ～ 3 m	70cm以上	第二種 真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	75度以下	2 m以下	45cm以上	同 上	65度を超え (1:0.45～1:0.35)	2 ～ 3 m	60cm以上	70度以下	3 ～ 4 m	75cm以上	2 m以下	40cm以上	2 ～ 3 m	50cm以上	3 ～ 4 m	65cm以上	4 ～ 5 m	80cm以上	70度を超え (1:0.35～1:0.25)	2 m以下	85cm以上	75度以下	2 ～ 3 m	90cm以上	第三種 その他の土質	65度を超え (1:0.45～1:0.35)	2 m以下	75cm以上	45cm以上かつ擁壁 高さの20/100以上	70度以下	2 ～ 3 m	85cm以上	3 ～ 4 m	105cm以上	2 m以下	70cm以上	2 ～ 3 m	80cm以上	3 ～ 4 m	95cm以上	4 ～ 5 m	120cm以上	70度を超え (1:0.35～1:0.25)	2 m以下	85cm以上	75度以下	2 ～ 3 m	90cm以上	
土 質	勾 配	擁 壁			根 入 れ																																																																																		
		高 さ	上端部の厚さ 下端部の厚さ																																																																																				
第一種 岩、岩屑、砂利、又は砂利混じり砂	70度を超え (1:0.35～1:0.25)	2 m以下	40cm以上	35cm以上かつ擁壁 高さの15/100以上																																																																																			
	75度以下	2 ～ 3 m	50cm以上																																																																																				
	65度を超え (1:0.45～1:0.35)	2 m以下	40cm以上																																																																																				
	70度以下	2 ～ 3 m	45cm以上																																																																																				
	3 ～ 4 m	50cm以上																																																																																					
	3 m以下	40cm以上																																																																																					
	3 ～ 4 m	45cm以上																																																																																					
	4 ～ 5 m	60cm以上																																																																																					
	65度以下 (1:0.45)	2 m以下	50cm以上																																																																																				
	70度を超え (1:0.35～1:0.25)	2 ～ 3 m	70cm以上																																																																																				
第二種 真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	75度以下	2 m以下	45cm以上	同 上																																																																																			
	65度を超え (1:0.45～1:0.35)	2 ～ 3 m	60cm以上																																																																																				
	70度以下	3 ～ 4 m	75cm以上																																																																																				
	2 m以下	40cm以上																																																																																					
	2 ～ 3 m	50cm以上																																																																																					
	3 ～ 4 m	65cm以上																																																																																					
	4 ～ 5 m	80cm以上																																																																																					
	70度を超え (1:0.35～1:0.25)	2 m以下	85cm以上																																																																																				
	75度以下	2 ～ 3 m	90cm以上																																																																																				
	第三種 その他の土質	65度を超え (1:0.45～1:0.35)	2 m以下		75cm以上	45cm以上かつ擁壁 高さの20/100以上																																																																																	
70度以下		2 ～ 3 m	85cm以上																																																																																				
3 ～ 4 m		105cm以上																																																																																					
2 m以下		70cm以上																																																																																					
2 ～ 3 m		80cm以上																																																																																					
3 ～ 4 m		95cm以上																																																																																					
4 ～ 5 m		120cm以上																																																																																					
70度を超え (1:0.35～1:0.25)		2 m以下	85cm以上																																																																																				
75度以下		2 ～ 3 m	90cm以上																																																																																				
			表 8-3 豪礫標準厚さ <table><tr><th rowspan="3">擁壁の高さ</th><th colspan="2">(切土の場合)</th><th colspan="2">(盛土の場合)</th></tr><tr><th colspan="2">豪礫（透水層）の厚さ</th><th colspan="2">豪礫（透水層）の厚さ</th></tr><tr><th>(a)上端</th><th>(b)下端</th><th>(a)上端</th><th>(b)下端</th></tr><tr><td>3 m以下</td><td>3 0 cm以上</td><td>4 0 cm以上</td><td>3 0 cm以上</td><td>6 0 cm以上</td></tr><tr><td>3 ～ 4 m</td><td>3 0 cm以上</td><td>5 0 cm以上</td><td>3 0 cm以上</td><td>7 0 cm以上</td></tr><tr><td>4 ～ 5 m</td><td>3 0 cm以上</td><td>6 0 cm以上</td><td>3 0 cm以上</td><td>8 0 cm以上</td></tr></table> （注）擁壁高 1 m 以下の場合は局部的な透水層でよい。	擁壁の高さ	(切土の場合)		(盛土の場合)		豪礫（透水層）の厚さ		豪礫（透水層）の厚さ		(a)上端	(b)下端	(a)上端	(b)下端	3 m以下	3 0 cm以上	4 0 cm以上	3 0 cm以上	6 0 cm以上	3 ～ 4 m	3 0 cm以上	5 0 cm以上	3 0 cm以上	7 0 cm以上	4 ～ 5 m	3 0 cm以上	6 0 cm以上	3 0 cm以上	8 0 cm以上																																																								
擁壁の高さ	(切土の場合)		(盛土の場合)																																																																																				
	豪礫（透水層）の厚さ		豪礫（透水層）の厚さ																																																																																				
	(a)上端	(b)下端	(a)上端	(b)下端																																																																																			
3 m以下	3 0 cm以上	4 0 cm以上	3 0 cm以上	6 0 cm以上																																																																																			
3 ～ 4 m	3 0 cm以上	5 0 cm以上	3 0 cm以上	7 0 cm以上																																																																																			
4 ～ 5 m	3 0 cm以上	6 0 cm以上	3 0 cm以上	8 0 cm以上																																																																																			

項 目	技術基準（必ず守るべき事項）	指導要綱（技術基準運用上の細目）	備 考
	(4) 鉄筋コンクリート又は無筋コンクリートの擁壁の構造は、構造計算によってその安全性を確かめること。	(4) 建設省土木構造物標準設計を使用する場合はこの限りではない。 (5) 重力式擁壁工 ① 重力式擁壁を採用する時は基礎地盤の耐力を十分調査すること。 ② 重力式擁壁でGLよりH-1m以内は天端20cm以上とすることができる。 ③ 裏側は30cm以上の厚度とする。（透水マットでもよい。） ④ 根入れ深さはH' 60cm以上、又はh/3で最低は30cm以上とする。 (注) 前面が垂直の場合は計算書を添付すること。 (重力式擁壁標準図) (H=2.00M以下の場合) 30cm以上  (6) 鉄筋コンクリート式（片持式および扶壁式等）擁壁工 ① 鉄筋コンクリート擁壁の天巾は20cm以上とする。（構造計算による場合はこの限りでない。） ② コンクリートの強度は、材料28日における圧縮強度は24N/cm²以上とする。 ③ 裏側は30cm以上の厚度とする。（透水マットでもよい。） ④ 根入れ深さH'は60cm以上、又はh/3で最低30cm以上とする。 (鉄筋コンクリート標準図)  計算式はクーロン公式の使用を原則とする。 ① 土圧係数の一般式 $K_A = \frac{\cos^2(\phi - \theta)}{\cos^2 \phi \cos(\theta + \delta) \left(1 + \sqrt{\frac{\sin(\phi + \delta) \sin(\phi - \delta)}{\cos(\theta + \delta) \cos(\theta - \delta)}} \right)^2}$ K_A : 主動土圧係数 ϕ : 背面土の内部摩擦角	技術基準による

項 目	技術基準（必ず守るべき事項）	指導要綱（技術基準運用上の細目）	備 考
		δ : 背面と背面土との間の壁面摩擦角 α : 上部地盤角 θ : 背面傾斜角 $P_a = \frac{1}{2} \cdot \gamma \cdot K_a H^2 + K_a q H$ P_a : 常に作用する土圧 (tf/m²) H : 壁の仮想鉛直高 γ : 土の単位体積重量 q : 常時の地表載荷重 (tf/m²) (注) 式中 + は両者作用点がい異なるので単純 + ではない。 ② 設計条件 ・無筋コンクリート単位体積重量 : 2. 3 (tf/m³) ・鉄筋コンクリート単位体積重量 : 2. 5 (tf/m³) ・地表載荷重 - 宅 地 : 0. 5 (tf/m²) 以上 - 道 路 : 1. 0 (tf/m²) 以上 ・安全率 - 転 倒 : $F_s = 1. 5$ 以上 - 滑 動 : $F_s = 1. 5$ 以上 支持力……土質調査等により検討すること。	